

【所沢ミュージズ 感染拡大防止ガイドライン】

2021年10月31日更新

本ガイドラインは、お客様が安心して来館いただけるよう国や県の指針、全国公立文化施設協会のガイドラインを参考に所沢ミュージズにおける感染拡大防止対策項目を定めたものです。所沢ミュージズをご利用いただく全てのお客様におかれましても、これらの実施にご協力いただけますようお願いいたします。なお、内容は状況に応じて随時見直してまいります。

| 実行者 | 対策項目 | 具体的な実施方法 |
|--|---|---|
| 所 沢 ミ ュ ー ズ | (1) 接触感染防止のための消毒 | |
| | ① 手指用消毒液の設置 | ● 設置場所: 建物出入口、各フロア、貸出し施設内 ● 消毒液の補充: 共有スペース→毎日残量を確認し補充する 貸出し施設内→施設利用入替えごとに残量を確認し補充する |
| | ② 来館者が触れる部分の消毒 | ● 消毒する部分 <共有> ドアノブ、手すり、エレベータのボタン類、エスカレータのベルト、電気のスイッチ、電話機、トイレ扉の鍵部分、机の天板など <貸出備品> CDデッキ、譜面台など *十分な消毒ができない場合は、貸出しを一時休止する(ポット・茶器類など) ● 原則、施設利用入替えごとに消毒を実施する |
| | (2) 衛生環境の維持 | ● 清掃員は、マスク・手袋の着用を徹底する ● トイレ内…便座除菌剤を設置し、毎日残量を確認し補充する。蓋を開けて流すように案内を掲示する |
| | (3) ソーシャルディスタンスの確保(最低1m) | ● 行列予測箇所(トイレ、チケットカウンターなど)に立ち位置の目印をつける ● 滞留が予想される箇所に注意喚起のポスターを貼る ● 待合スペース(管理棟1階・2階リフレッシュルーム)の一部利用制限(「対面着席の禁止」「会話の抑制」の案内掲示など) |
| | (4) マイクロ飛沫感染防止のための換気 | ● 空調設備を適切に稼働させる⇒ホール内:一人当りの換気量20m ³ /時、及び吸気量に対して20~30%以上の外気を確保 |
| | (5) 対面接客時の対策 | ● 対面窓口にアクリル板などの遮蔽物を設置 ● 現金等の授受にはトレーを使用 ● アークホール内クローカーサービスの休止 |
| | (6) 濃厚接触者早期把握のための接触確認アプリの活用 ⇒ 厚生労働省COCOA及び埼玉県LINEコロナお知らせシステム | ● 接触確認アプリを必ず登録することを館内に掲示するとともにホームページなどで案内する |
| | (7) 感染防止対策の徹底 | ● 必要に応じ、館内の見回りを行い、来館者へ適切な助言、要請を行う ● 来場者・運営スタッフ・出演者等において「●必須事項」「◆選択式必須事項」が実施できない場合は、「施設利用計画の変更」や「施設利用の取消」を要請する |
| (8) 飲食に関する要請事項への対応(ソーシャルディスタンスの確保、飲酒の機会を設けない等) | ● 飲食を主目的とした利用を休止 ● 他グループとの相席を避け、テーブルの間は、アクリル板などで区切るか、できるだけ1m以上空ける ● 飲食時にマスクを外す際は、会話を控えるよう周知する ● 館内での酒類の提供を休止 | |
| (9) イベント開催に関する埼玉県への事前相談及び感染防止策チェックリストの公表 | ● イベント参加者の移動範囲や規模(人数)により、県への事前相談、または県の感染防止策チェックリストの公表が必要となる旨ホームページで告知するほか、施設利用受付時に案内する | |
| 催 主 者 | (10) 利用内容に応じた入場者数の制限 | ● 本ガイドラインで示す感染防止対策を講じている |
| | A. 右記「具体的な実施方法」の順守を条件として * 大・中・小ホール→配席可能数の100%が上限 * ホール以外→定員の100%が上限 | ◆ ホール/来場者による大声での歓声、声援、唱和、激しい呼吸を伴う運動などが想定されない ⇒ 原則、指定席とする ◆ ホール以外/大声での発声、激しい呼吸を伴う運動などが想定されない ⇒ 人との間隔を1m程度空ける |
| | B. 上述以外の場合、右記「具体的な実施方法」の順守を条件として * 大・中・小ホール→配席可能数の50%が上限 * ホール以外→定員の50%が上限 | ◆ ホール⇒原則、指定席とし、席と席の間は1席以上空ける ◆ ホール以外⇒人との間隔を1m以上空ける |
| | (11) 参加者情報の把握 | ● 必要に応じて保健所等に情報提供することを告知したうえで、「来場者・運営スタッフ・出演者等の氏名・連絡先」を取得し漏洩防止策を講じて1ヶ月保管する。その後は確実な方法で廃棄する。 |
| | (12) ソーシャルディスタンスの確保(最低1m) | |
| | ① 余裕あるスケジュール設定 | ○ 仕込み・リハーサル・撤去時間を十分に確保する ○ 来場者数に応じて、入退場時間・休憩時間を十分に確保する |
| | ② 人の滞留防止 | ◆ 入退場をエリアごとに時間差で実施する ◆ 入退場時に複数の導線を確保する ◆ 適切な誘導に必要な人員を配置する |
| | (13) 関係者及び来場者の感染リスク回避 | |
| | ① チケットもぎり時 | ◆ 係員がチケットを目視で確認し、来場者自身もぎって所定の箱に入れる ◆ 係員もぎる場合→マスク・手袋を着用する(マスクはできるだけ不織布マスクを使用する) |
| | ② プログラム・チラシ・パンフレット類配布時 | ◆ 平置きしたプログラムなどを来場者自身におとりいただく ◆ 手渡しする場合→マスク・手袋を着用する(マスクはできるだけ不織布マスクを使用する) |
| | ③ 物品販売時 | ● 「立ち位置に目印をつける」「列整理要員を配置する」などソーシャルディスタンス(最低1m)の確保を徹底する ● 見本品を置く場合→多くの方が手が触れないようにする(展示室における即売会の場合→来場者の手指消毒を徹底する) ◆ 現金等の授受にはトレーを使用する ◆ 手渡しする場合→マスク・手袋を着用する(マスクはできるだけ不織布マスクを使用する) |
| | ④ その他 | ● 客席最前列と舞台前との距離を2m以上空ける ● 出演者と来場者が接触するような演出(ハイタッチなど)は行わない ● 当日券売場、受付などの対面窓口にアクリル板などの遮蔽物を設置する ● アークホール内クローカーサービスの一時休止 ● サイン会、面会、プレゼント、差し入れなどは控える ● 休憩時等における対面での食事や会話を控える ○ 参加者等の直行・直帰を確保するため、必要な周知・呼びかけを行う |
| | (14) マイクロ飛沫感染防止のための換気 | ● 開場・休憩時間に扉を開放し、こまめに換気を行う *本番時も可能な限り開放する |
| | (15) 接触感染リスクの回避 | |
| | ① 備品利用時 | ○ 備品取扱い者を限定する ○ 多くの方が手が触れる箇所(机の天板など)をこまめに消毒する |
| | ② ケータリング | ○ 食器類は使い捨ての紙製を使用するなど、感染防止対策を十分に講じる |
| | (16) 来場者への要請事項 | |
| | ① 以下の症状等がある場合の来館自粛要請 ・発熱(平熱より明らかに高い、もしくは37.5℃以上)がある ・体調がすぐれない(咳、全身倦怠感など) ・新型コロナウイルス感染症陽性とされた方、及び濃厚接触者 ・過去2週間以内に出国制限、入国後の観察期間を必要とする国・地域への訪問歴及び当該在住者との濃厚接触がある | ○ お出かけ前の検温を促す ● 入口で体温計測を行い、発熱者の入場を制限する ● 発熱者の入場をお断りすることを事前に来場者に周知する |
| ② マスクの常時着用と大声の発声及び会話の抑制 | ● 館内でのマスク常時着用を徹底させる(マスク未着用者への声がけ。予備マスクの準備) *不織布マスクの着用を推奨 ● 大声を出さず、会話は必要最小限に留めることを促す(大声を出す者には個別注意) | |
| ③ 手指消毒と手洗いの実施 | ● 館内設置の消毒液・ハンドソープの利用により、こまめに手指消毒や手洗いを実施することを促す | |
| ④ 密集回避のためのソーシャルディスタンスの確保 | ● 人との間隔を1m以上あけることを促す(舞台上を含む) | |
| ⑤ 接触確認アプリの活用 | ● 厚生労働省COCOA及び埼玉県LINEコロナお知らせシステムに必ず登録することを案内する | |
| (17) 関係者の感染防止対策の実施 | ● 以下の対策項目を実施する ・発熱時や体調不良時の来館自粛 ・マスクの常時着用と大声の発声及び会話の抑制(不織布マスクの着用を推奨) ・こまめな手指消毒と手洗い ・ソーシャルディスタンスの確保(最低1m) ・接触確認アプリの活用 | |
| (18) イベント開催に関する埼玉県への事前相談への対応 | ◆ 全国的な移動を伴う、又は参加者が1,000人を超えるようなイベント ⇒ 事前に埼玉県に相談する ◆ 全国的な移動を伴わない、又は参加者が1,000人以下のイベント ⇒ ホームページ等で県の感染防止策チェックリストを公表する | |
| 所 沢 ミ ュ ー ズ ス タ フ | (19) スタッフの健康管理 | ● 就業開始前に検温を実施し、健康状態を把握する ● 体調不良の場合は休養を促す ● 休憩時等における対面での食事や会話を控える |
| | (20) 職場での、県境を越えての業務の抑制、及び人との接触機会の低減等に向けた対策 | ● 遅出勤者数の削減 ● 県境をまたぐ移動に際しては、基本的な感染対策を徹底する |

【感染が疑われる方が来館した場合】

発見者 → お近くのミュージズスタッフへ連絡 → ミューズ総務課へ連絡 → ミューズ総務課スタッフ(マスク、フェイスシールド、手袋着用)は、医務室へ隔離 → 保健所等に連絡し、指示を仰ぐ

<連絡先> 狭山保健所 Tel.04-2954-6212(平日8:30~17:15) / 埼玉県新型コロナウイルス感染症県民サポートセンター Tel.0570-783-770(24時間)